

(令和 8 年度)

住吉ポンプ場 自家発電設備原動機分解備工事

特 記 仕 様 書

三次市

第1章 総 則

1993 年（平成 5 年）に建設された住吉ポンプ場は、共用開始から 30 年以上が経過しており、各種設備の経年劣化が進んでいる状態である。

特に自家発電設備に依存する本ポンプ場においては、排水機能を維持するために自家発電設備の正常稼働が必須であることから、自家発電設備原動機の分解整備工事を行うものである。

第2章 工事内容

1. 工事場所

住吉ポンプ場（三次市三次町 1251-1）

2. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

設備	工事内容
自家発電設備原動機	分解整備

3. 施工範囲

- （1）本工事の施工範囲は、設計図書に示す設備の整備及び試運転調整までの一切とする。
- （2）作業に必要な工事用電力は、本工事に含むものとする。

第3章 施工条件

1. 工事制限

本工事の実施は、主ポンプの稼働が少ない非出水期とし、次の期間内に行う。

【予定工期】令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

なお、非出水期であっても、天候を考慮して工事の実施判断を行うこと。

2. 工事期間中の作業等

工事期間中の作業可能日数は、休日等 1 2 日／月を除いた日を見込んでいる。

（なお、休日等は土曜日・日曜日・祝日・年末年始休暇である。）

第4章 現場条件

1. 関連工事等

請負者は、隣接工事又は関連工事の請負者と相互に協力し、施工しなければならない。

2. 搬入路

本ポンプ場への進入は、河川管理道を通行する必要があるため、歩行者等に十分留意し通行すること。

3. 既設構造物に対する措置

本工事は、ポンプ場内での整備が主であり、狭小なスペースでの作業となることから、既設構造物に損害を与えないよう十分留意するものとする。損傷を与えた場合、責任はすべて

請負者が負うものとし、速やかに監督員に届け出を行うものとする。

4. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、請負者の責任で処理するものとする。

第5章 提出図書等

1. 提出図書

提出図書は、A4版の装丁とし、監督職員が指定する日までに次に示す部数（承諾後の返却分を含む）を作成し、監督職員に提出するものとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 施工計画書 | 1 部 |
| (2) 実施仕様書 | 1 部 |
| (3) 計算書 | 1 部 |
| (4) 詳細図 | 1 部 |
| (5) 施工図 | 1 部 |
| (6) 施工管理記録 | 1 部 |
| (7) 工事写真 | 1 部 |
| (8) 完成図書 | 1 部 |

なお、完成図書及び施工図の内容、編集等については、監督職員と打合せのうえ作成するものとする。また、提出書類に変更が生じた場合は、その都度変更書類を提出するものとする。

2. 施工図

- (1) 請負者は、当該機械の維持、修繕、改修、更新等の為に必要な範囲で発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が、施工図を自ら複製及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾するものとする。

なお、許諾に伴い施工図が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図に表示するものとする。請負者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事について責任を免除されるものとする。

- (2) 請負者は、施工図が著作権法（昭和45年法律第48号）の著作物に該当する場合において、著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
- (3) 請負者は、施工図が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。
- (4) 請負者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 一般事項

仮設の変更が必要となった場合は、設計図書等を提出して監督職員と協議するものとする。

2. 工事用電力

工事用電力は、すべて請負者の負担とする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、監督職員の指示によるものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

（１）発注者が確保している工事施工上必要な用地の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会しなければならない。

（２）発注者が確保している工事用地等以外の用地が請負者の都合により必要となった場合は、一切を請負者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 機器仕様

1. 自家発電設備原動機

仕 様	形 式 6HAL-1 仕 様 出力 180 PS、回転数 1,800rpm、 4 サイクル水冷（ラジエータ） 製作者 ヤンマーディーゼル（株）製
取 替 部 品	吸気バルブ 排気バルブ ピストンリングセット クランクピン 潤滑油エレメント KIT 冷却水ポンプ V ベルト ベアリング ラジエータ ASSY 温度自動調整器 冷却水フロースイッチ 燃料噴射ノズル 燃料噴射ノズルスプリング 燃料噴射弁 燃料フィルター 始動装置 バッテリースイッチ 油圧スイッチ 温度スイッチ 圧力計（潤滑油圧） 温度計器（潤滑油） 温度計器（冷却水） 圧力センサー（潤滑油） 温度センサー 過給機スリーブ類 ガスケット類 パッキン・シール類 ホース類留め具・継手材 吸気フィルター 機関潤滑油 冷却水クーラント 燃料噴射ポンプ（工場整備）

第9章 据 付

据付については、次によるものとする。

- （1）公的資格を必要とする作業については、有資格者を従事させるものとする。
- （2）据付にあたっては、当該同種工事の経験ある技術者を常駐させ、技術的指導及び監督を行うものとする。
- （3）据付工事中に既設構造物を損傷又は汚染した場合には、全て受注者の責任で原形に復旧するものとする。

第10章 試験及び検査

1. 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

本工事の引き渡し前検査は、次のとおりとする。

ただし、方法、日程については監督職員と協議するものとする。

- (1) 機能確認
- (2) 試運転調整確認

第11章 施工管理等

1. 施工管理

本工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

第12章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、工事請負契約書第18条による他、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、又は設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

但し、軽微な事項については発注者、請負者協議の上、契約変更しないことがある。

- (1) 関連工事及び第三者との協議に伴う変更があった場合。
- (2) その他必要と認められる変更があった場合。

第13章 その他

1. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

2. 定めなき事項等

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、請負者の負担で処理するものとする。
- (2) 調査、試験、検査等のため発注者が一時中断の協力を求めた時は、請負者はこれに応じなければならない。
- (3) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。